

第13号
平成19年8月28日
発行
「市民活動情報紙
なると」編集委員会

市民活動 情報紙なると

鳴門市ボランティア
連絡協議会
☎685-7170
鳴門市市民活動
支援センター
☎684-0655



くろさき花広場



瀬戸町大島田

鳴門市内の各地域の人たちが「とくしま花へんろ事業」に参加してヒマワリを植えました。

自分らしく

NPO法人 山びこへるぶ

尾崎 清美

平成11年夏、「ふれあい福祉の会山びこへるぶ」は草の根の在宅福祉団体として、過疎となりゆく島の暮らしを支えるために、発足されたと聞いています。『その日お会いして、その日のお気持ちに添える支援を目指して……』と新しい社会づくりを創造していくという理念に感動した私は、平成14年からこの会に在宅福祉ボランティアとして参加しています。

初めは、車の乗り降りも不自由でバスが利用できない方々の移送サービス、買い物代行から草抜きまで、生活の中でちょっと助けてもらえれば、在宅での暮らしが続けられるという方々への、こんなことがお困りだったんだと思うようなことを支援の対象としていました。

先日、こんなケースがありました。関西から引越されたばかりの一人暮らしの高齢の女性が体調を崩され入院をされました。ご家族はどの方も県外在住で、入院が長引くにつれ、長距離介護を続けられてきた息子さんも徐々に介護疲れがたまり、通いながらお母さんのお世話をすることが難しくなってきたそうです。病院の地域医療室のソーシャルワーカーから連絡が入ったのはその直後だったと思います。

そこで、たまたま時間の余裕があった私に依頼があり、病院での付き添いや洗濯など二週間ほどでしたが、お世話をさせていただきました。退院の日、「知人のいない土地で本当に助けられました。ありがたかった。」と、何度も何度も嬉しい感謝のお言葉をいただき、私のほうこそ活動する上での幸せが積み重なる思いがしました。

現在は「ふれあいデイホームみんなの家」で生活相談員をしており、配食サービスも担当しております。

これからも、それぞれが知恵や才能を自分なりに活かしながら、高齢になっても障害を受けても支えあっていける活動を、私は「自分らしく」続けていきたいと思っています。



ふれあいデイホームみんなの家

コミセン祭りでの地域の輪（和）

鳴門東地区自治振興会

会長 小川 清吉

私達の「鳴門東地区自治振興会」は、平成7年に設立されました。

「鳴門東地区」は、地理的に南北に長く、4つの地区に分かれて点在し、仕事や生活環境が違っていたのでコミュニケーションが充分に取れず、「鳴門東地区」としての一体感や連帯感が薄い状態でした。また、集会所は各地区にありましたが、小さくて狭く、駐車場も確保できず、地区全体の集会、行事の開催が困難でした。

5年前、「鳴門東地区」のみんなが集まることのできる広くて利便性の高い施設をみんなでつくろう」という声上がり、検討を始めました。漠然とした中で話を進めるうちに、旧保育所跡の施設全体を無償貸与して頂けることになり、話は実現に向けて急速に進みました。旧施設には、事務室や、200人程収容できる舞台付ホール、厨房、運動場もあり条件としてはぴったりでした。ところが、何年間も使用していなかったために、コミュニティセンターとして使用するには相当の補修が必要でした。また、将来の活用も見込み、最新のカラオケ設備も完備したいと考えました。地元有志の方々や役員一同の熱意や並々ならぬ努力のおかげで、平成14年10月に開館することができました。

会館セレモニーとして、「コミセン祭り」をやるということになり「コミセン祭り実行委員会」を立ち上げて、計画を練りました。

施設内では、歌や踊りを中心とした芸能・カラオケ大会、うどんやおにぎり等の売店、外では、バザー、ヨーヨーや金魚すくい、焼きそばやジュースの売店を出し、最後には全員で「お楽しみゲーム」として空クジなしの抽選会を行い、大好評のうちに無事挙行することができ、私達の大きな自信となりました。



コミセン祭り

「第3回コミセン祭り」からは、児童クラブの子どもたちの演技参加や、長い間途絶えていた秋祭りの「屋台」も復活し、子どもたちを連れた家族が多数集まるようになり盛大になってきました。以後、回を重ねるごとに防災関係の啓発や用品の展示、絵画の会の作品発表、各種売店の増加など益々盛大になってきています。

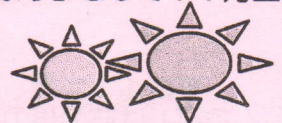
なお、「コミセン」は普段は誰でも利用することができ、各種集会、カラオケ会場、太極拳道場、災害避難所等などに使用され、なくてはならない施設になっております。

また、何かの機会がなければ顔を合わすことのなかった人たちが、談笑したり近況を話し合ったりして交流し、地域の連帯感・一体感が醸成されるようになってきました。

今では「コミセン祭り」は、恒例の地区全体の秋祭りとして定着するようになりました。

これからも地区の連帯や交流の拠点として、また、伝統の継承、情報の発信源として内容のある企画を吟味しつつ、続けて参りたいと思います。

今年は「第6回コミセン祭り」として11月上旬の予定です。



青空 中田 薫

< 花は人を呼ぶ >

私たちが住んでいる山あいの菅谷団地に通ずる道路周辺は、雑草が生い茂っていましたが、除草をして花を植えていると、菅谷団地の人や友達が手伝ってくださり、長さ約100mの道路端に生えていた雑草もなくなりました。40余りのプランターと手作りの花壇には、あちこちから集めてきたノースポールや、花作り協議会からの400本におよぶパンジーに加え、自然に育ったポピーが彩りをそえてとても美しい花道になっています。

私は花作りの経験が十数年とまだ浅く、何度も失敗を繰り返しておりますが、近所の方や友達から、種まき・土作りのコツなど色々教わっています。今では年間を通して様々な花が咲いており、通行人や団地の人から感謝される度に、つくづく「花は人を呼ぶ」と実感します。自宅の水道からホースをひいて簡易水道を設置して下さったり、お勤めの合間にふれあい公園の芝生を刈った堆肥を車で運んで下さったり、正月を迎える頃には、大きく成長した葉牡丹を花壇いっぱい植えかえて下さったりと、いろいろご指導、ご協力をいただきながら花作りボランティアを続けています。今年も「百日草の種まいたよ。」「遅かったけど千日紅の芽が出とう。」「ホウキ草あるでよ。」「宿根草・ Rond・ マリーゴールドは1m以上大きくなって年々増える花よ。」と声をかけてくださいます。

除草をしていると、雑草にまじって咲いている可愛い小花を見かけることがあるのですが、強く生きていく姿にいつも感動させられます。一人一人のボランティア活動は小さなものかもしれませんが、多くの仲間の活動があつた小さな花のように心を動かし、大きく広がって欲しいと思いながら花作りをしています。

ボランティア活動で育てた花々の写真を見ていると、人と自然が共生していることに感動し、充実した毎日が送れていることに感謝しています。

地域に根ざした国際交流活動

鳴門市国際交流協会 事務局長 前田 敏明

鳴門市国際交流協会は今年で創立10周年を迎えます。ところで、国際交流協会という名前を聞いてみなさんはどのような印象を持たれるでしょうか。英語が話せて外国人の友達をたくさん持っている人たちが集まっている団体、外国人を交えた賑やかで楽しそうなイベントを開いている、自分も参加してみたいけれど少し敷居が高そうだ、そんなふう感じておられますか。残念ながら、実際かなりの人がそのような印象を持っておられます。しかし、本来のあるべき姿と一般の印象がこれほど乖離している団体も珍しいのではないのでしょうか。その原因の多くは実は我々の側にあります。社会の変化に対応できていなかったのです。

では、これからの協会のあるべき姿、つまりそのミッションとはどのようなものでしょうか。それはひと言でいえば、多文化共生社会の実現です。地方都市における外国人の存在自体がまだ珍しく、しかもそのほとんどが短期滞在者であった時代には、私たちは彼らをお客さんとして対応していればよかったです。それはホスピタリティの問題であり、それに関わるのもごく一部の市民でよかったです。そういった面ではこの10年間に協会の果たした役割には大きいものがあります。



しかし、これからの10年間を見据えた場合、それだけではすまなくなります。近い将来必ず訪れるであろう正真正銘の国際化社会では、地域に在留する外国人はもはやお客さんではなく、私たちと同様の市民であり、そこでは様々な文化的背景を持った人たちが同じコミュニティの中で生活することになります。従来の交流イベントだけでは解決できない様々な問題の発生が予想されます。そのような時代の変化に対応するために、地域社会を舞台とした地道な活動を続けていくこと、それがこれからの国際交流協会に与えられた役割です。そのため、我々は地域の様々な団体との連携を深めていきたいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いします。

NPO法人の役員・職員の人件費

2007年の7月以降は、使用人兼務役員を除き、役員に支給する変動する事前届出のない報酬や手当は損金に算入できなくなります。

1. 代表権のある理事や役付理事（副理事長、常務理事等）及び監事

	NPO法上の役員報酬	役員報酬に含まれない労務の対価
法人税法上の損金	毎月同額で支給する報酬もしくは事前に税務署に届けた報酬（不相当に高額なら利益の分配）	職員と同じ勤務条件で、同じ基準もしくは社会的に相当の金額で、毎月定額の給与
法人税法上は損金不算入	上記以外の報酬で労務の対価ではないもの（支給する理由がなければ利益の分配）	時間給、歩合給などの、勤務状態に比例して毎月変動する給与

2. 代表権のない理事（定款上で代表権を制限していない場合は理事全員に代表権がある）

	NPO法上の役員報酬	役員報酬に含まれない労務の対価
法人税法上の損金	毎月同額で支給する報酬もしくは事前に税務署に届けた報酬（不相当に高額なら利益の分配）	職員と同じ勤務条件で、同じ基準もしくは社会的に相当の金額（時間給、歩合給も可）
法人税法上は損金不算入	上記以外の報酬で労務の対価ではないもの（支給する理由がなければ利益の分配） ※	

※ 理事手当では役員報酬となる（不相当に高額でない定額の手当であれば法人税法上は損金算入可）
NPO会計税務専門ネットワーク

行事のお知らせ



《源氏物語講座》

鳴門市読書振興協議会

- 【とき】 9月19日(水)
13:30~15:30
【ところ】 鳴門市立図書館 2階視聴覚室
【講師】 森 基子さん
【内容】 野分の巻
【資料代】 100円

《源氏物語講座》

鳴門市読書振興協議会

- 【とき】 10月17日(水)
13:30~15:30
【ところ】 鳴門市立図書館 2階視聴覚室
【講師】 橋本 妙子さん
【内容】 行幸の巻
【資料代】 100円
【問合せ先】 鳴門市立図書館
☎685-0255

助成金の紹介

◎障害者市民防災活動に助成

- ◇助成対象となる活動
- 1 防災シンポジウム、講演などの啓発・学習事業
 - 2 避難所点検、防災マップ作成などの防災活動
 - 3 災害時の障害者市民支援ネットワークづくり事業
 - 4 指定避難所や福祉避難所での避難体験
 - 5 その他障害者市民防災に役立つ事業
- ◇助成金額
1回50万円を限度
- ◇締切日
常時募集中(事業実施前3ヶ月以前)に申請してください。
(単年度(1月~12月)で助成金100万円に達すると締め切られますので、申請する場合は、事前に事務局に確認してください。)
- ◇問合せ先
特定非営利活動法人 ゆめ風基金
事務局 ☎06-6324-7702

◎社会福祉

- ◇助成対象
- ・一般助成 社会福祉に関する民間事業で、先駆的・開発的活動研究に従事する個人および団体
 - ・特別助成 国内に存在する社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体等
- ◇助成内容
- ・一般助成 社会福祉に関する処遇技術の開発等、先駆的・開発的事業に対して助成
 - ・特別助成 国内において、社会的課題に関する民間の支援事業
- 1 精神障害者に関する支援事業
 - 2 児童虐待防止に関する支援事業
 - 3 ホームレス問題に関する支援事業
 - 4 更生保護の活動に関する支援事業
 - 5 認知症に関する支援事業
- ※ 特別助成については、各都道府県・指定都市社会福祉協議会の推薦状が必要
- ◇助成金額
- ・一般助成 50万円上限
 - ・特別助成 100万円上限
- ◇申込締切日
平成19年8月1日~
平成19年9月30日(必着)
- ◇問合せ先
社会福祉法人 社会福祉事業研究開発基金
☎03-3497-1408
FAX 03-3497-5198

◎環境保護

- ◇助成対象
積極的に環境保護活動を行っている団体であれば法人格の有無は問いません
- ◇助成対象期間
翌年4月1日~翌々年3月31日の1年間に実施が予定されている事業
- ◇締切日
平成11月20日頃
- ◇助成金額
最大100万円
- ◇問合せ先
東洋ゴム工業株式会社
品質環境センター 環境推進グループ
☎06-6441-8774
FAX 06-6445-0333

